

手続き方法 ※手続き完了までに2週間程度を要します。日程に余裕をもってお手続きください。

《必要書類（3点）》

- ①『教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証』…保護者からの申請を受けて、市から発行したものです。
(破損・紛失の場合は、保育幼稚園事業課へ支給認定証再交付申請書をご提出ください。)
- ②『休日における保育の必要性の認定申請書』…市HPで印刷可能。平日利用施設にもございます。
- ③ 休日保育が必要な理由の証明書（下表参照）…市HPで印刷可能。平日利用施設にもございます。
 - ※ 休日の保育の必要量は、保護者のいずれもが月4日以上あることが必須です。
 - ※ 就労証明書・自営業状況書について、必ず休日保育認定用をご提出ください。通常の様式では受付できません。

休日保育が必要な理由（事由）	提出書類
雇用されている方	就労証明書（休日保育認定用）
自営業の方（自営専従者含む）	自営業状況書（休日保育認定用）
疾病・障がいを持っている方	病気・障がい状況証明書 ※整骨院・鍼灸院等を除く
同居家族の介護・看護をしている方	介護・看護状況証明書
災害の復旧にあたっている方	罹災証明書
就学している方	就学状況証明書
産前・産後の期間にある方	母子健康手帳のコピー (保護者氏名・出産予定日が確認できるページ)

《休日保育利用までの流れ（市役所と実施施設の両方で手続きが必要です）》

1. 保育幼稚園事業課窓口（高槻市総合センター7階）に必要書類（上記①～③）を持参または郵送してください。
 - ※ 休日保育認定された場合、『教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証（上記①）』に認定印を押印し、申請のあった日から概ね1週間後に郵送にて返却いたしますので、必ず原紙をご持参または郵送してください。即日認定するものではありませんので、ご注意ください。
 - ※ 休日における保育の必要性の認定の有効期限は、『教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証（上記①）』の記載期限と直近8月31日のいずれか短い方となります。
 - ※ 事由の変更等で支給認定証が更新された場合は、再度休日における保育の必要性の申請が必要です。
2. 実施施設（高槻あいわ保育園）に連絡し、市から休日における保育の必要性の認定を受けた旨をお伝えください。
 - ※ 後日、実施施設で児童の面接等、利用前の手続きがあります。
 - ※ 実施施設での手続きで、登録料などの費用が別途発生します。
 - ※ 認定証が後日郵送される予定の方は、その旨を実施施設へお伝えください。
3. 実施施設（高槻あいわ保育園）に直接お申し込みください（申し込み手続き方法については、実施施設より指定があります。）
 - ※ 申込み多数等により施設利用できないことがあります。児童の受け入れの可否については、実施施設が判断します。
 - ※ 児童にアレルギーがある場合や離乳食中の場合は、給食の提供ができず、弁当持参となります。